

平成 28 年度 第 3 回横浜市いじめ問題対策連絡協議会

(日 時)	平成 29 年 3 月 21 日 (火) 15 : 00 ~ 17 : 00
(場 所)	技能文化会館 801 会議室
(出席者)	堀川浩之介、西谷晴美、大野功、工藤春治、生田麻実 (代理 : 横浜市 PTA 連絡協議会 副会長 海上良太)、吉田博彦、宮生和郎、笹平みどり、菅原正興、酒井勝己、藤沼純一郎、松浦淳、木藤肇、伊東裕子 14 名
(欠席者)	中井邦雄、星野浩 (2 名)
(開催形態)	公開 (傍聴者 0 名)
(議 題)	1 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書について 2 その他
(議 事)	<p>1 教育委員会挨拶 伊東 健康教育・人権教育担当部長より挨拶</p> <p>2 会議録の確認 宮生委員に決定</p> <p>3 協議 (1) いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書について (事務局) 「資料 1」により、説明。 (木藤会長) ありがとうございます。只今、事務局からご説明がありました。委員の皆様からご意見、ご質問をお伺いしていきます。ご質問、ご意見は難しいかと思いますが、各委員から一言ずついただきたいと思います。</p> <p>(堀川委員) 未然に防ぐということから、子どもは啓発が主体な訳ですから、やはり相談を早い段階で行って充実していければ、重大事態は減っていくのかなと思います。</p> <p>(木藤会長) ありがとうございます。最初に言っていたで大変申し訳なかったのですが、お立場から未然防止というお話をいただきました。続きまして西谷委員。せっかくお集まりいただいているので、いろいろな立場からお話しいただきたいと思います。</p> <p>(西谷委員) 警察の相談機関としては、いじめに関してはいじめの可能性というものを踏まえて、丁寧に対応するというのをそれぞれの機関が行うことが必要ですし、個人情報のことでも考えながらできる場所で情報連携をして、早期解決に向けてお互いに努力していくということが大切だと思います。</p> <p>(木藤委員) ありがとうございます。ご存知のように県警の方は異例だったのですが、11月直後に記者発表をしていただいて、金銭授受についての刑事的なことについてはないということをおっしゃっていただいています。いじめのことについては委員会の方で金銭授受はいじめの一部だということになっているのですが、刑事的な部分についての問題はないと発表があったのですが、早く警察が対応していただいたということをご紹介させていただきます。続きまして大野委員。</p> <p>(大野委員) ちょっと時間をいただきたいと思います。この問題についてはかなり深刻に捉えておりま</p>

す。実はさかのぼりますと昨年の6月3日に第1回横浜市いじめ問題対策連絡協議会が開催されたんですね。その時に私は、「いじめ防止対策推進法第28条に関わるようないじめ重大事態に関わるような事案はありますか。」という質問をさせていただきました。重大事態の定義は、細かくありますね。一つ目として児童生徒が自殺を企図した場合、②として身体に重大な障害を負った場合、③として金品等に重大な被害を被った場合、④精神性の疾患を発症した場合、⑤長期間不登校を余儀なくされた場合とあります。まさに2015年に重大事態と認定されたのは全国で313件。また、深刻さや継続性に関わらず、被害者が苦痛を感じるものを全ていじめと定義づけています。ここが大事なことです。複数の専門家や教職員が情報を共有して対応する、深刻な事態を招いた場合を重大事態とするとなっているわけです。第三者委員会などの調査も義務付けております。そこで、その時の伊東部長の答弁では、1件不登校が継続し、調査しているものがあるという説明がなされました。これは議事録にもちゃんと示してあります。今回のこの原発いじめ問題が発覚した後、人権教育・児童生徒課の担当者にも私、確認しましたがまさにこの1件だと確認もとれております。さらに10月31日第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会が開催されました。この中ではですね、10月27日に記者発表がありまして、その内容は暴力行為、いじめ、長期欠席結果の状況報告がされています。これによると、横浜市のいじめは減少傾向であるということの説明がなされました。この会議は5時半ごろまで長引いたのですよね。時間があれば私もさらに確認していくのですが、本来、私が6月3日に質問をしてこのいじめの経過がどうかということ、教育委員会から説明があっても然るべきだと私は感じております。それはそれとしまして、この問題が2週間後、11月14日ですか、私はNHKの首都圏ネットワークで18:10からのたまたまその放送を見ていました。冒頭、5～6分ですね、このいじめ問題を取り上げていました。代理人の弁護士が公表したのですよね、この日に。教育委員会の記者発表ではないですよ。NHKの首都圏ネットワークで、自分が菌と呼ばれていたことが出ていました。それが翌日の新聞各社の報道に出ています。こういうたまたま第2回のいじめ問題対策連絡協議会の時に、その説明がなかったというのもそうですが、2週間後、10月31日の会議の後にこの問題が発覚しています。我々はこのいじめ問題対策連絡協議会はどういう役割を果たすのかを確認したいです。それから先ほど、課長から説明がありましたが1月26日、これは私も新聞で知ったのですが、林市長が、岡田教育長が金銭授受をいじめと認定できない、これは1月25日の定例記者会見で、市長が、子どもに寄り添った発言ではなかった、大変申し訳ないと謝罪していますよね。こういったこともあって説明がなかったんですが。要は、その後、横浜いじめ放置に抗議する市民団体からもいじめの認定をと、抗議されていたこともあります。それでですね、いろいろ先ほど第三者委員会の問題点と再発防止策についてお話させていただきました。本当に細かくできているなと思います。それは感心しております。そういうことで、問題は第三者委員会の金銭授受をそのまま岡田教育長が説明されたというようなんですよね。そういった抗議があって、最後訂正されて、実は金銭授受。結局おごりおごらされる、こういう行為はいじめではないということ。先程私は冒頭で、28条の重大事態について、まさに金品の授受ありきなのです。150万。こういったことが先程いじめ対策推進法の認識不足とか、いろいろおっしゃっていましたが、まさにこの法律ができた時からはっきりしているわけです。そういう中でこういう問題になってしまった。社会問題として発展してしまったということです。このいじめ問題を、横浜市の問題だけではなくて、今、全国的に、例えば12月14日の新聞では、東京都の千代田区、区立中学校で生徒がいじめに遭って、第三者委員会で調査が始まった。1月31日に千葉県内に避難した3世帯がいじめに遭った。2月14日には愛知県一宮市立、これ学校名も出ていますね。中学校で男子生徒が大阪市内の商業施設の7階から飛び降りて自殺。これいじめによる問題です。それから2月14日、南相馬市、これ福島県です。中学校で女子生徒14歳が。これは全国です。このいじめの問題は、確かに今回の場合は小学校でした。もともと原発から自主的に避難し

た子どもたちがいじめに遭うということですが、結局大人社会から発せられているいじめの根底があるのではないかと思うのです。やはりいじめ問題は子どもたちの根幹に関わる問題ですからはっきり言って人権侵害的な問題だと思います。単なるいじめではなくて。それについてどのようにとらえられているか。それから、子どもに寄り添った支援ができなかったと言われていました。そこで、被害に遭った子どもに対して、どのようなケアをされているか、それから加害児童、いじめた児童がいるわけです。この子たちの指導については出ていないのですが、どうなっているか。一步間違えればこの子は死んでいたかもしれません。新聞に「震災でいっぱい亡くなったので生きるんだ」という強いインパクトのあるものが出ています。ということで、この点を、人権擁護の問題もあるかと思いますが、色々あるかと思いますが、教育委員会はどう考えるか。

(木藤委員)

確認ですが、まずこのいじめ問題対策協議会の委員としての趣旨を確認していただきたいということと、今回の問題については人権侵害ということとどのようにお考えかということと、現在の被害・加害者への対応はどうなっているかという3点でよろしいですか。あとで事務局の方から確認させていただいてよろしいですか。まずは全体でお話を聞いていただいてそのあとお答えいただくという形を取っていききたいと思います。それでは続いて工藤委員。

(工藤委員)

原発、震災の後、仙台に行く機会がありました。僕は子供会のもので子供会の関係で仙台に行く機会があって、ガイドさんが震災の後、横浜市に招待されて仙台の子どもたちを連れて横浜に来ました。その時に県庁の横から中華街に行くところでバスできた子どもたちを降ろしました。その時に、近くにいた横浜の人が、大丈夫ですかとガイドさんに声をかけた。ガイドさんは大丈夫ですかと聞かれたから、子どもたちの対応をしているから、子どもたちは元気ですかという意味だと捉えて、子どもたちは元気ですよというふうに話したそうです。そうしたらその住民の方は、いや、子どもたちではなくてバスは大丈夫かと、放射能は大丈夫かというふうに横浜市民から言われて、せっかく横浜市から招待を受けて仙台の方から来たのに、あまりいい印象ではなかったと、そういうふうにガイドさんに言われました。それが気になっていて、昨年以降いじめの話が出て、今回のことの感想ですけど、確かに去年以降2回会議をやっていて、その内容と言うのは外部に出て来なかった。会議の途中とかその後で、我々はマスコミしか情報がないわけで、教育長は出さないし、市は出さないし、という思いがありました。結果的にこういう形でも出していただいたというのは評価したいなと思います。ただ、今後こういうことが起きないように、我々も見ていかないといけないという、そんな感想をもちました。

(木藤委員)

大人の感情がそのまま子どもの中に反映しているという、まさにそのことを言っていた。ありがとうございます。続きまして生田委員の代理ということで海上委員。

(海上委員)

保護者の代表の立場としてお話ししますが、保護者の代表なのでこの問題に関して一般の保護者から質問をいただくのです。電話とかで、どうなっているのかとか何か知っているのかとか。我々は本当に保護者と同じことくらいしか知らないのですが、ただ、学校や教育委員会と対立するわけではないので、一緒に解決策を考えているのですよと答えています。一保護者の立場から言わせてもらいますと、これはすごくよくできているのですが、実際にいじめられている、いじめで悩んでいる保護者がこれを見てどう思うか。私が今やっている役員の中で、お子さんがいじめで不登校になっている方がいらっしゃるのですけれども、何をしてほしいかというところと先生に話を聞いてほしいと言うのです。それだけなのです。実際不登校になっているので、定期的に面談もあるのでありますが、一方通行なのです。本当にうまくかみ合っていない。なかなか学校にちゃんと話を聞いてくれる先生がいない

というのが保護者の悩みだそうです。以前お世話になった先生にわざわざ聞いてもらっていると、他の学校に行ってしまった方に。そういった実態があると思います。いろいろ言いたいことはあるのですけれども、保護者の立場からすると、最初に深い児童生徒理解と云うのがありますけれども、これが一番大変なのではないかなと思います。一番大事なのは教職員の人間観と云いますか。私も見ていてこの先生は、私はサービス業をやっているのですが、この先生うちの事務所で使えるとか、使いたいとか思うのですね。そういう先生は大人ともうまくやっていますが、PTAのみなさんともうまくやっている、そういう先生のクラスは、いじめは、みていて少ないように私は感じる。一番大事なのは現場の職員の間力をどう高めていくのかというのが大事なのではないかなあと、一保護者の立場から、そう思います。

(木藤委員)

貴重なご意見ありがとうございました。後で自分も一言言いたいと思いますが、今の、それぞれの委員の方のお言葉、現場にいる人間としては、感じるところがあります。続きまして、吉田委員、よろしくお願ひいたします。

(吉田委員)

まず、この協議会の性格のことで、先ほど大野さんの言われた、私も一つ疑問に思っていて、この問題が発生している経緯の間で、報告が一回もなかった事です。ここって、一体、何をする会なのかということについては、正直申し上げて、ここにいて、よく言われたのですが、事件が起こってるらしいけど、いじめの対策の連絡協議会は一回もこのことで議論したことはないみたいな話をこの会でどうするかの問題が、あろうかと思えますね。もう一点が、おそらく、ここに挙げられていることのほとんどが、不登校対策アクションプランの中でも掲げられていることですし、今回の問題は、こういうシステムが機能しなかったのか、システムの問題だという風に語られていますけれど、果たしてそうなのかなあというのが、一番疑問に思うところですね。ここに挙げられている、「これを徹底する」「これを徹底する」ほとんど、私が付き合っている10年以上の間、こういう形でやっていきましょうねとやってきていて、それがちゃんとできている学校というのは、かなり私も知っているつもりでありますから、その人がこれをもう一回受け止めて何と思うかということ、また来たかという話になることが心配です。今回の問題は、システムの問題なのかということが、すごく気になるというのが、二つ目ですね。三点目の問題として、この対策連絡協議会が作られた段階から言われているように、それぞれの立場の人間が、それぞれかわる形になっているけれども、さきほど、木藤委員が言われたように、警察の問題からすると、今年は、何で、あの、平成26年の段階で、警察に届け出てこれが事件にならなかったのか、よくわからないんですね。これが事件にならなかったとした時に、そのことが周りに与えている影響というのはかなり大きくて、事件性はないという話になっちゃうと、こういう形になったのかということも含めて、いろんな機関と学校が連携しているはずだけど、それがちゃんと機能していないという、そっちの方が問題なんじゃないかっていうですね。例えば、保護者が、関係づくりがうまくいっているかということについて、この学校はうまくいってなかったというのは確かだと思います。それは、この学校の問題というか、もしくはここの教員の問題というか、それがあはずなんですね。横浜500校あるわけですから、一人ぐらい校長で変なのがいっても、普通のことだと思いますので、また、教員だけでも一万人超えるわけですから、一万人いれば1%ぐらい変な、ちゃんとできない人がいてもやむを得ないわけです。やむを得ないことを前提にしてシステム化しない限り、ここに書かれているようなシステム作ってみても、果たしてどうなのかなあという気がいたします。一番の問題は学校事務所が26年の段階で、学校に任せていたというんですね。何でこれを任せちゃったのかと思います。学校教育事務所とは、こういうためにあるのではないかと、もともと、そのシステム化のためにおかれたものが機能しなかったのは、何故ですかという問題を整理しないと、この対策を外に

打ち出してみても、外からすると、今回初めて作るんですかという話になる。そういうシステムあります、何故機能しなかったのかという風に押さえないと、今回の、この対策にならないんじゃないかな。

(木藤委員)

確認させていただきますと、最初、大野委員と同じように、協議会の位置というか、その確認ということ、それから、もう一つは、すでにここに出ているものが、不登校対策アクションプランのシステムに似ている、それが機能していないという問題点、課題について、それから、平成26年度の段階で、学校教育事務所の方で、吸い上げたというか受けた時に機能していなかったということの問題点。警察の問題については、ちょっと、なかなか答えられない部分はあるかと思いますが、よろしいでしょうか。続きまして、宮生委員、お願いします。

(宮生委員)

まず、小学校で、いじめが起きた時に、一番難しいなと思うところは、子どもから聞き取るときに、あいまいが多いということ、小学校の低学年でも、聞き取ると書いてありますが、そこは、かなり技量が問われるというか、それを事実として、ちゃんと明らかにしていくことが難しいということです。先ほど、聞き取りをして、会議録を作成し、保管してということが大切になってくるという説明がありましたが、事実を聞き取ることが難しいということを理解しておくことと、記録をどうとるかということが、大変重要なことだと思います。それから、実際に聞き取らる中で、ほんとに子どもがこの言葉を使うのかということがありました。言葉の暴力、これは、大人社会をまねしますから、実際に言っているけど、意味が分からないという。こういったところが、家で使われている言葉が出てくる、保護者がそういう言葉を使う、もしくは、漫画、そういったところから自然に言葉として出てきていじめにつながることもあるのだと思います。今、ライン、SNS上での被害が深刻になってきています。学校管理外でもあるのでSNSに関するいじめで聞き取りという部分で、小学校では非常に難しさがあるのではないかと感じている。すみません、3つあるんですけど、2つめはですね、マスコミに取り上げられると、子どもはどう思うか、二次被害をこうむっている人がたくさんいるんじゃないか、横浜の子どもって、とらえられているんじゃないか、多くの子が、このことは心を痛めているのではないかと思います。当該児童は特にそうでしょう。先ほど、加害の子がどうだったのかという話が出ましたけど、そういったことって、あるべきことなのかというのが正直なところで。やはり、あまり大きく取り沙汰されることで、二次被害を受けるということを、社会的によしとすることがあるとしたらそれは違うんじゃないのかなと思います。最後に、自分は、先生に話を聴いてほしいという話があったんですけども、私も、もし、校長として話を聴いてない教員がいたら、しっかり話を聞くように指導していきたいですし、初期のところできるように、力量を上げていく事が重要だろうなって、今までもやってきてはいますけれど、もっと高めていくということが大切であると考えます。SSWやSCの役割を、もっと教職員のエンパワーメントというところに注いでいく、要は、聞き取るときに、カウンセラーの力をどう教員が生かしていくのか、そういうところも力を注いでほしいと思います。

(木藤委員)

繰り返しますが、ご意見として、ちょうだいしますという形でよろしいですか。続きまして、笹平さん、お願いします。

(笹平委員)

感想ということで、述べさせていただきます。先ほどもありましたけれども、私特別支援学校の校長として、その視点から感想を言わせていただきますが、どうしても、日本の風土の中に自分と異なるものを排除するという風潮が、大人社会にも、子ども社会にも、ないとは言いきれないと思います。これは、いじめというよりは人権の問題として、長く根付いて

きたものだろうなというふうに思います。で、特別支援学校に通う生徒たちは、どちらかという、たとえば、盲学校に通っている生徒さんは、白杖をもっているがゆえにまちの中でじろじろ見られたりとか、それから、重度の肢体不自由のお子さんは、大きなバギーに乗って、なかなかまちの中に出られない、まちの中に出れば、じっと見られたり、たとえば、そこで、保護者の方が、子どもが生きていくために必要な、痰を吸引していると、まるで、いけないものを見たかのような形で、冷たい目にさらされているっていうことを経験しながら、育ってきています。その中でやはり、このいじめの問題もそうですが、やっぱり私たちが、一番人権の問題として、どういうふうに受け止めなければいけないのか、というところを、今一度、私はこれを、学校の方でどの様に、教員が自分のこととして、受け止められるかなという事が課題だと思います。特別支援学校の生徒さんたちは、やはり、どちらかという、被害者になりうるが大変多いのかなというふうに思っていますが、一方で加害者になる生徒さんもいます。その中で、私たち特別支援学校の教員として、対策をどのように、自分の問題としてももちろん、横浜市の教員全体が、出されて終わりではなく、アクションプランと同じように、何度も何度も自分の問題、目の前にいる子どもの課題として、捉えなければいけないというのを、今回の件をもう一度、一人一人がもう一度、重く受け止める必要があるかなというふうに思っています。一方で、先ほどから出ていますが、だれでも被害者であったり加害者にもなりうる。また特別支援学校には、残念なことに、SSWやSCを使える等システムがございません。そちらに関しても、ご検討していただければなというふうに思っていますので、ぜひ、公表して終わりではなく、どのように横浜市の教員全体が、真剣に取り組むことができるのかということを学校長としても、特別支援学校代表としても考えていきたいなと思います。以上です。

(木藤委員)

ありがとうございます。特別支援の立場から人権の問題として、個々の教員がスキルを上げていかないと、という部分、もう一点、特別支援学校の方に、SCだとか、それから、SSWのその配置がないということで、そこは委員会の方に検討していただきたいというご意見ということでよろしいでしょうか。続きまして菅原委員お願いいたします。

(菅原委員)

はい。私、児童相談所という立場で今回、感想を述べさせていただこうと思います。最初にマスコミに出始めて、こういった事案があったんだなと知りました。最初の印象としては、いじめはどのいじめでも大変な事案だと思いますけど、これは厳しいな、深い問題だなと感じました。今日こういった資料を見せていただいて、幾つか感じたこと、つらつら言わせていただくと、何回かサインが出てたんですね。一番初期は、小学校2年の時、私どもの虐待対応にしましても、初期対応が非常に大事で、そこで失敗しますと、事がどんどん悪くなってしまふ。なるべく初動が大事だよと話をしていて、その時どれだけいろんなものをキャッチできるか、というのが私たちのスタンス、多分、いじめに関しても同じような、構造になっていると思うんですけど、最初に発見した、発覚した時に、どう対応したらよかったのか、というのがまず問題かなというのと、そのあと何回もサインが出ていたので、これをどう対応されたのか。見るといろいろわかりましたけど、それで今回の件は報告書かなり細かく書かれてますけど、ただ、ここにも出てこないことがいっぱいあると思います。どんな子なのか。どういう家族か、ここには出せない、色んな事情がある訳かもしれない、報道では多分そういう一部が出てるに過ぎない。家族のご苦労もあったと思いますしね、いろんな物語があったと思うんです。だけどあまり細かいところまで、書かないので、私としてもこのケースをどうすればよかった、とはとても言えるようなわけがない、ですから一般論で、その中で今日いただいた、冊子を見ると6ページから7ページにかけて、平成26年、5年生の時の6月でしかね、金銭授受、7ページには関係機関というところで児童相談所という言葉が出てきていますが、警察とか児相との連携が必要であったのではないかと、まあこ

ういったところで関係機関との連携みたいなものが必要であったのではないかということ、関係機関との連携、チームアプローチが大事だったという指摘があると思います。それから、この子がどういう子なのか？いじめの全体像が加害に加わった子どもたちもいろんな子供がいると思うんです、わかりませんが、何とも言えない。学校現場だけでは、難しいことはあると思うんです。何より学校だけで解決するという事は事案によっては難しい、そういうときはその他の専門機関それぞれの機関の強みがある訳ですから、警察なら警察、区役所とか、私ども児相の時もあるでしょうし、我々としては、実際に、いじめという事で持ち込まれることはそんなに多くはないですね。まあそれでも、いろんな事案の中身の根っこにいじめがあった、虐待の色んな話を聞いている中で、実は学校でいじめ、なんてことも、ありますけども、それくらい今回、児相がいじめについて学校とうまいこと連携できるか、それは我々なりに課題だと思っています。以上です。

(木藤委員)

今お話でまさに自分も感じたことですが、2年から始まる色々なその流れの中で、初動の大切さとおっしゃってましたが、ターニングポイントが幾つかあって、そこがうまく機能できなかったことで重大事態になった。元に最初から重大事態というのがあったのでしょうか、それから報道がかなり一方的に、出ていますが、それに対して、ほとんど、教員もそうなんです、学校関係者もそうなんです、報道でしか、なかなか情報が入ってこなかったということ、それから児相という立場からおっしゃってるとは思いますが、子どもや家庭の背景が見えていたのか、それは個人情報の問題があるのか、渡すことができないのではないのか、いじめと児相の関わり方、いじめについての児相の関わり方、それから学校との連携、こういったことにご意見いただきました。ありがとうございます。次に酒井委員。

(酒井委員)

今、各委員の方から、人権という言葉が、何回か出てきたと思いますが、この報告書の中にも、大人の言動が大きく影響し、というようなことが書いてある。震災があった当初、横浜市でも放射線対策の観点から根拠のない差別と言うことで、放射線対策の講演会など、そういったことが何回かあったのですが、あらためてこれだけ、年月が経っても、今回の事件は、こういうことを提起してくれたということだと思います。様々な人権問題の中でも、今回のことを機会にして啓発を図っていかなければならない、そんな思いを抱かしていただきました。

(木藤委員)

ありがとうございます。今、本当に人権の立場からということで、大人の言動が、子どもに反映する。大人の考え方が反映する。自分は改めて3月11日があった時に子どもたちに伝えたのですが、6年という時間が経っていて、そろそろ子どもたち自身も忘れかけている部分がある。ところが、現実として、原発に関する考え方というのは脈々と残っていて、その差別的な面等も残っている、そういったことを感じました。ありがとうございます。それでは藤沼委員、お願いします。

(藤沼委員)

外部の有識者の方とか、また、専門委員会からも意見を聴取した上で検討した結果、この再発防止対策ですので、関係行政機関としてしっかりと受け止めて対応していかなければならないと思っています。以上です。

(木藤委員)

簡潔なお話ありがとうございます。それでは検討委員ということで、皆さんからお話し聞いた中で色々と言え部分、言えない部分あるかと思いますが、ご感想等を含めて、松浦委員お願いします。

(松浦委員)

私、検討委員会のメンバーとして議論の中に入らせていただいた中で、一つ、学校と区役

所と機関の連携と言う部分でこういった感覚をその連携の中でこういった解決に向けていいのか、ということがメンバーとしての位置づけの中で、今児童相談所の菅原所長とも話していたんですけども、虐待という面での区役所も児童相談所も学校と情報を共有するという仕組みがあり、守秘義務を超えて、みんなで一緒に対応します。ただ、一面についてはそれが共有できない、ということがあるので、連携自体が非常に難しい案件であり、虐待とちょっと違う部分があるのかな、と思います。日ごろ、虐待案件で学校と情報共有するにあっても、そういう仕組みはできているけれども、日々の連携の中では、学校の中の情報管理や情報共有の仕組みがシステムになっているのか確認ができません。区役所、児童相談所もそうかもしれませんけれども、500校ある学校と情報共有する中で、その情報がどういう風に扱われるのか、一抹の不安はなかなかぬぐいきれない、ということはいいました。最近になって、学校の方で情報管理をしっかりやろうと言う風になってきているのも、こういった流れの一つかなと思いますけれども、そういう中で、いじめについてはどうすんだという風になるとまだまだ仕組みができていないんじゃないかと思います。そういった学校の中の情報管理として、認知するタイミングがいくつかあった中で、学校の中で情報共有の仕組みが、組織的な意思決定がなされて無いんじゃないかと。学校の先生一人の判断に負ってしまっている部分が、我々行政機関のような、組織として動くのと、仕組みが違うような部分があるのではないかな、と思っていて、ご意見をさし上げたところです。こういった仕組みを作っていないと、という検討委員会の中の計画にはそうだな、と思っております。そういう意味で、チームで、外部の行政機関として区役所も非常にいじめの問題も含めて連携してこうとしたときは、学校側が先ほど家庭の事情もあろうと言う中で全部学校に負担をかけて解消できるのかという、難しいことがあると思いますし、そういった時にやはり児相となり、区役所となり連携してやっていないとなかなか解決できない問題というのがこれからますます増えていくだろうなと思います。家庭の事情ですとかいろいろ、多様化してきていますので、そういった時に行政機関と連携をつくる場所の仕組みがまだまだ学校にはなく、学校の先生方がその部分を担うとなると、それすら相当負担として大きく、手が回らないという状況があると思いますので、そういったところに他の機関とつなげていく仕組みも学校の方としてももう少し作っていく準備がいるのではないかな、というところで、今回、一部分手をつけるようなことになっていくんだろうと思いますけれども、その部分はさらに増やしていかないとなかなかいろんな問題には対応していけない状況があるんだろうなということも感想としては持っています、以上です。

(木藤委員)

ありがとうございます。検討委員ということでいろいろご意見を検討委員会でもいただいたという中で、学校の組織の弱さということや、甘さというか、その辺のご指摘もあったかと思うし、自分はさっきから議長としてやらしていただいているのですが、見ていただくと分かるように、プロジェクトチームの中で唯一学校の管理職が入っているのは私だけで、その中でいろいろプロジェクトの中で言わせていただいた部分もあります。なかなか当事者ですから厳しい部分があったりするんですがプロジェクトの中で2点だけお話をさせていただきました。それは何かと言いますと1点目は「いじめ」という言い方をしているんですけども、学校の中で何が一番大事かと言うと「いじめ」と認知したから対応が変わる、「いじめ」でなければ対応は変わらない、ではなくて、そこに通っている子ども達が安心安全で通える学校を作るために、何か不安を抱えている子どもがいればそれにアプローチするっていうのが学校の当たり前の形で、それについて自分も立場ですから、児童支援専任だとか生徒指導専任だとかに「いじめ」だから何、いじめじゃないから、ってことで学校の動きが変わるんじゃないかおかしいだろう。つまり子どもの安心安全を常に考えて動かなければいけない。そのためその早期発見なり対応っていうのは学校としては変わらないよね、っていうことは伝えてあります。その時の全体のプロジェクトチームの中でもそういう風な対応が今だからこそ

必要である、そういう体制作りを再構築してかなければいけないだろう、ということをおっしゃっていただいた部分と、それからこれは自分が校長の代表として入ったということで最後おっしゃっていただいたんですが、みなさんと同じで身内、っていう言い方は変ですが、でありながら情報が全然入ってこない、と。ですから、市長教育長が、学校を信じているとバックアップすると、何がバックアップか分からない。具体的な話が分からないのに、ただその言葉を信じるっていうのはなかなか不安で、不安がいっぱいでできていました。実際、先ほど市 P 連の方の話があったんですが、いろいろ言われてくるわけですが、大丈夫なのかとか。それから今まで学校でやっていたいじめへの対応は実は違ってるのではないかっていう、そういうことをやった時に跳ね返すだけの部分がどうしてもその、今の情報が少ないがためにはっきりと自信を持って、言い返せない部分が正直言ってあります。ですからその辺の情報の共有というのが、やはり学校の方にもしていただきたい。そこで問題になるのは、松浦委員がおっしゃったように、学校というのは守秘義務というのはあまりにも意識がなくて、いろんな機関の方とお話すると、学校は結構情報がダダ漏れしていると。要するに守秘義務という意識が足りないのではないかと聞いています。今回この件を受けて、実際にまず一つはいじめの定義を改めて学校横浜市全体の教育委員会の研修、という形で学校ごとにやっています。かなりその意識がいままで甘かったなっていう話をいろんな学校の職員から聞いています。ですからかなり意識が高まっていったって言うのは今回研修をして機会を与えてもらったのがありがたかったなっていうこととそれから、守秘義務についてもこれも全校研修をしましたが、自分たちの守秘義務に対する考え方が甘いということが教員の中から出てきています。今後、虐待のことについてもいろんな情報共有させていただくという中で、やはり自分たちが教育公務員つまり公務員と言う意識を高めていかなければいけないという意識をもってこうしたいじめの問題についてもやっていかなければならないという意識はできていくということを最終的に自分の感想としておっしゃっていただきました。それでは、先ほど、5点だったと思いますが、委員会事務局の方に、話を聞きたい、ということがあったかと思うのですが、この件について、どういたしましょうか。

(半澤委員)

私の方から、お答えさせて頂くことになりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、いろいろなお意見、ご感想ありがとうございます。みなさんの発言の中心に、子どもたちを想うっていうことがあるだけに、一つひとつが重く響いてまいりました。大野委員と吉田委員の方かそれぞれ3点ずつ、重なることも含めて5点ほど話して頂いたかと思えます。そこについて、お話をさせていただきます。

まず、この連絡協議会の性格になりますが、位置づけの確認ということがお二人に共通したご質問だったかと思うのですけれども、ちょっと、硬い話になって恐縮ですが、この連絡協議会の運営要綱というのが設置されていまして、その中での、ここの委員会が請け負う業務、担任専務っていう形で記載されていますけれども、ここには、3点書かれています。

1 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携並びに協力の推進と、それぞれの団体の代表者であるという連携協力の推進というのが、一つ。そして、二つ目が、いじめ問題に関する情報の共有及び意見交換並びに広報、啓発活動の推進ということがございます。まあ、例えば、12月に行ったいじめ市民フォーラムのような形、いじめ防止月間に対する取組のような形で市民に対しての啓発ということに繋がっているかと思えます。3点目に、その他、教育委員会が必要に応じて、求める事項となっておりますけれども、今回、11月9日から報道が始まりましたね、三か月半、経過する中でいろいろな報道があり、基本的にはその報道を窓口にしてしか、なかなか、情報が入ってこず、この委員会の意味ってどうなんだろうと、もたれたその通りだろうと思えます。そういう意味で、こちらの方として、どういう発信がありえたのかと思う一方で、この回のやはり、性格ということ踏まえたときに、個別案件について、どう扱うかということについては、改めて考えさせられているところでございます。

今回の件につきましては、この先ほど、ご説明させていただいた、後段の資料の 27 ページに、答申後の経過というところにもございますけれども、27 ページですね、11 月 8 日に、答申を当該児童の代理人の方にご提供して、翌日から、11 月 9 日から報道が始まって、それに合わせて、一括取材に対応するという事になったわけですが、法的にも、さまざまな、我々に届いているこういった、文科省から届いている資料にはですね、重大事態の調査結果を公表するっていうことは、うたわれていないんです。逆に、関係した児童、被害にあわれた方も当然ですけども、に対して説明なり、指導なりは必要なんだけど、プライバシーに配慮するっていうことについては記載がございまして、この 8 項目、今回の再発防止策の 8 項目、いや、7 項目にもございましたように、調査結果の公表の在り方について、今後、いろんな角度から慎重に検討されていくことが必要だっていうことになりまして、情報の共有、あるいは提示の仕方っていうことについては、今後、取り組んでいきたいと思っております。

2 つ目、大野委員の方から、ご質問ございました、2 つ目、人権侵害のことについてですが、これは、酒井委員会からもございましたし、笹平委員からもありますが、当然、いじめというのは重大な人権侵害行為であり、それは、大前提ということです。いじめ＝人権侵害行為、だからこそ、絶対に許さないということで、2 の方でも 2 度ほどそういった言葉を書かせていただいておりますが、いじめはいけないというのは、いじめ＝人権侵害行為だとの前提にたちますし、それは、さまざまご意見いただきましたとおり、子どもだけの問題ではなく、やはり、大人や社会のありようというのが反映されているかと思っておりますが、大野委員、あるいは吉田委員がご指摘のとおり、当然、これは重大な人権侵害行為だという認識にたってございます。

大野委員の 3 つ目のご質問ですけども、被害にあわれたお子さんや関係したお子さんたちの状況ということなんですけども、これに対しては、大変恐縮なんですけれども、様々な状況のなかで、我々としては、当然、成長過程のお子さんで、関係したお子さん、被害に遭われた関係したお子さん含めてですね、できる限りの対応をしてるっていう状況っていう漠然としたお答えしかできませんが、成長していく過程の中で、こういったある意味、それぞれの成長にとって危惧しかねない状況になったわけですけども、早く、落ち着いて生活できる環境を用意していくということが最も大事な使命かなと思っております。具体的なコメントができずに、申し訳ございませんけど、ご理解いただけたかと思っております。それから、すでにご退席されていますけど、吉田委員の方から出ていた、あと二つについてですけども、学校教育事務所、システムはあるんだと、それが、稼働しなかったことが課題であろうと、全くその通りでございまして、これにつきましては、大きな項目の 5 番目、ページでいいますと、18、19 ページですね。課題の指摘とそういったことが起きないために、システムをどう稼働させていくのかということについての提示がございまして、そういったことを踏まえて本当にシステムがある中でそれが、十分に活用できなかったということ踏まえて、そのシステムの活用をいかにさせていくべきかということで、今後、本当にご批判を沢山受けているとおりでありますので、一つひとつ地道にかつ、積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。それから、吉田委員の 3 つ目のご指摘ですが、これは、今の回答に入りましたでしょうか。ちょっと的が広いお答えになってしまって、申し訳ございませんけど、皆様のご指摘、真摯に受け止めて、取り組んでまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

(木藤委員)

ご質問に対するポイントということで宜しいでしょうか。

(大野委員)

あの、ちょっと 1 点だけいいですか。

(事務局)

はい。

(大野委員)

あの、よく分かりました。答えにくいということもある。23 ページの再発防止策の②に、調査結果公表ガイドラインの作成がうたわれていますけれども、これは、最後の 2 行目ですかね、公表に対してのガイドラインの策定、これはいつ頃示されるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。ここに書いてございますように、専門家、附属機関を設置して、専門家の方にご議論いただくことになると思うのですが、今回、問題になっている事案というのが重大事態の第一本目ということなのですが、これから、学校現場も含めて、いじめについての定義、法律的には 25 年にもう、制定されていたわけですが、それに対する理解が一層進んだという中で、重大事態の案件というよりも、大野委員が先ほどあげていただいたとおり重大事態に該当するっていう事の中で、今後ですね、重大事態に対する、我々としての把握認知、そして、調査ということで数が増えていくことが想定されます。その都度、その都度どうするか。状況が全部違うものですから、そういったことで、やはり非常に困難な状況になるかと思しますので、一定のラインをつくってというのが、この趣旨なんですけれども、今のご質問にあったとおり、いつ頃それがはっきりするかという时期的なものについては、とにかく急いでとり行いますということしか言えない状況で、お約束できませんので、申し訳ございません。

(大野委員)

ありがとうございます。

(木藤委員)

よろしいでしょうか。それでは、全体を通しまして、改めて何かご意見等、ございますでしょうか。先ほど事務局の方から話がありましたように、この会の役割とか位置づけについてお話を聴く中で、自分は再認識をしたのですが、個々の案件ではなくて、全体的ないじめ問題について、それぞれの関係機関の中でいろいろと意見交換をして、どちらかというところ未然防止的なものが強いのではないかなという感じがしました。ただ、先ほどお話にあったように、いろんな機関の中で直接保護者や地域の皆様からお話を聴くケースというのはあるかと思えます。そういった中の意見交換も非常に大事だと思いますし、特にそれぞれの立場の方に対していろんなご意見が出てくるかと思えます。そういったことも含めて今年度は 2 回ということだったのが今回 3 回目ということになったんですが、その辺も、私たちもこの 4 月以降、先ほども言いましたようにいろんな形で、各学校で重大事態というのが出てくる可能性があるだろうということも踏まえてですね、また事務局の方から開催の時期、それから回数等のご提案があるかと思えます。とりあえず今年度は 3 回ということで終わりましたが、次年度また、様々な形で御連絡いただく部分もあるかと思えますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。それでは司会を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

(4) その他

(事務局)

総合教育会議について、この委員の任期、後任者について、事務連絡

■6 月 2 日 (金) 次年度第 1 回 開催予定

(事務局)

事務連絡が終わりましたが、みなさん方の方から何かございますか。大丈夫でしょうか。では、本日は長時間にわたり本当にありがとうございました。今後とも学校、教育委員会、各専門機関との連携ということに関しまして、様々なことがあろうかと思えます。よろしく願いしたいと思います。

(大野委員)

	<p>私ども青少年指導員連絡会はですね、この問題について、特に専門的な知識もないものですから、意見交換をして、また青少年指導員連絡会として何ができるのか、またどんなことをすればいいのか、そういったことの議論を、各地区の会長さんが地区に18人いますので、あと事務職が入りますので、検討委員会等設けさせて、その結果何かありましたら報告させていただきたいと思います。</p> <p>(事務局)</p> <p>ありがとうございます。他の方々よろしいですか。大丈夫でしょうか。では本日はありがとうございました。これにて散会いたします。</p> <p>〈閉会〉</p>
(資 料)	(資料1)・いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書(素案)